

令和8年度第1回奥州市上下水道事業運営審議会

日 時：令和8年7月13日（月）午後2時から

場 所：江刺総合支所4階 大会議室

【委嘱状交付】

次 第

- 1 開 会
- 2 市長挨拶
- 3 会長・副会長の互選
- 4 会長挨拶
- 5 諮問書の交付
- 6 議事録署名人及び書記の指名
- 7 説 明
上下水道事業の概要について
- 8 協 議
下水道使用料の改定について（説明）
- 9 今年度の審議会について（予定）
- 10 そ の 他
- 11 閉 会

令和8年度 第1回奥州市上下水道事業運営審議会名簿

	氏名	性別	地域	選出区分
1	齊藤 理 (さいとう おさむ)	男	水沢	学識経験者 (高等教育機関等の教授等)
2	佐藤 良 (さとう りょう)	男	水沢	学識経験者 (行政経験者)
3	及川 和人 (おいかわ かずと)	男	水沢	学識経験者 (税理士)
4	千田 喜久雄 (ちだ きくお)	男	水沢	水道又は下水道使用者
5	伊藤 千恵 (いとう ちえ)	女	水沢	水道又は下水道使用者
6	千田 正幸 (ちだ まさゆき)	男	江刺	水道又は下水道使用者
7	及川 瑞江 (おいかわ みつえ)	女	江刺	水道又は下水道使用者
8	高橋 善行 (たかはし よしゆき)	男	前沢	水道又は下水道使用者
9	松本 京子 (まつもと きょうこ)	女	前沢	水道又は下水道使用者
10	佐藤 久喜 (さとう ひさき)	男	胆沢	水道又は下水道使用者
11	及川 浩子 (おいかわ ひろこ)	女	胆沢	水道又は下水道使用者
12	高橋 寿幸 (たかはし としゆき)	男	衣川	水道又は下水道使用者
13	松好 悦子 (まつよし えつこ)	女	衣川	水道又は下水道使用者
14	佐藤 有紀 (さとう ゆうき)	男	江刺	水道又は下水道使用者 (公募)
15	広野 カツ子 (ひろの かつこ)	女	江刺	水道又は下水道使用者 (公募)

特別アドバイザー

総務省経営・財務マネジメント強化事業アドバイザー	菊池 明敏 (きくち あきとし)
--------------------------	------------------

事務局

組織	職名	氏名	職名	氏名
上下水道部	部長	近藤 天雄		
経営課	課長	高橋 博幸		
	課長補佐	菊池 泰幸		
	水道経営係長	林 由加		
	下水道経営係長	阿部 知恵子	下水道経営係主任	佐藤 暢晃
水道課	課長	及川 栄司		
	課長補佐	丸山 進一	課長補佐	及川 敬裕
下水道課	課長	高橋 陸朗		
	課長補佐	伊藤 秀紀	課長補佐	小野寺 宣夫
	課長補佐	小原 竜樹		
	計画工務係長	上野 政寿		

奥州市上下水道事業運営審議会条例（平成18年奥州市条例第298号）

（設置）

第1条 本市の上下水道事業に関し、運営内容を審議するため、市長の諮問機関として奥州市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌）

第2条 審議会は、上下水道事業の運営に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道使用者
- (3) 下水道使用者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、上下水道部経営課において処理する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。